

一ツ瀬川国有林の地域別の森林計画書
変更計画書

[平成26年12月変更]

(一ツ瀬川森林計画区)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成34年	3月	31日

九州森林管理局

変更する理由

国民参加の森「ふれあいの森」の設定に伴い、機能類型等を変更することから公益的機能別施業森林の変更を行う。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

目 次

別表 1

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の 機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3
① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	3
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4

II 計畫事項

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法	
総数		<u>7,900.92</u>		
市 町 村 別 内 訳	西都市	1～7、10～20、22～29、31～36、 38～46、48～50、53～70、72～80、 95～100、102～127、132、133、 272、274、275	3,612.70	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	高鍋町	281	47.48	
	新富町	281	39.65	
	西米良村	134、135	194.73	
	木城町	201～212、215～217、219、 221～235、238～240、242～255、 257～260、262、266、267、 269～271、273、276、279、 282～284、 <u>287</u>	<u>2,177.76</u>	
	川南町	1043、1044、1046、1047、1051、 1053、1079	58.51	
	都農町	1006～1008、1010、1012、1015、 1016、1018、1021、1023、1024、 1026～1043、1045～1048、1079	1,770.09	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総数		<u>1,010.62</u>	
市 村 別 内 訳	西都市	17、19、45、60、106～108	複層林施業（択伐）、により、保健文化機能の維持増進を図る。
	高鍋町	281	
	新富町	281	
	西米良村	134	
	木城町	201、209、211、212、216、217、 <u>247、287</u>	
	都農町	1021、1027、1029、1031～1033、1035～1040	
		316.85	
		7.66	
		39.09	
		147.30	
		<u>251.75</u>	
		247.97	